

富士宮市制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の品質の確保を図りつつ、入札及び契約制度の透明性及び競争性をより一層高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事前審査方式 制限付き一般競争入札に参加するための入札参加資格要件の審査を入札前に行い、資格確認通知を受けた者による入札結果に基き、落札決定する制限付き一般競争入札をいう。

(2) 落札候補者 低入札調査対象工事にあつては、予定価格以下の最低価格入札者を、失格基準価格設定工事にあつては、予定価格以下で失格基準価格以上の者のうち、最低の価格で入札した者をいう。

ただし、落札者決定基準として「富士宮市建設工事総合評価競争入札試行基準」を採用する場合にあつては、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市に最も有利な者をいう。

(3) 事後審査方式 制限付き一般競争入札に参加するための入札前の申請手続きを簡略化し、入札後に落札候補者から順に制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格要件の根拠となる審査書類の審査を行い、適格である者を落札者として決定する制限付き一般競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が5千万円以上の工事又は高度な施工技術を必要とする工事とし、契約担当課長が選定し、富士宮市建設事業審議委員

会（以下「委員会」という。）の審議を経て、決定するものとする。

（入札参加資格要件）

第4条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格要件（以下「入札参加資格要件」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる全対象工事共通の入札参加資格要件を満たしていること。

ア 自治令第167条の4の規定に該当しない者

イ 建設業法（昭和24年法律100号）第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。

ウ 富士宮市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月18日市長決裁）に基づく指名停止の期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 次に掲げる事項について、対象工事ごとに定める入札参加資格要件を満たしていること。

ア 対象工事に対応した工種について、富士宮市における建設工事競争入札参加資格の認定の有無に関すること。

イ 対象工事と同種の工事の施工実績に関すること。

ウ 対象工事に配置を予定する技術者に関すること。

エ 対象工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評定値に関すること。

オ 対象工事の工種に係る建設業法第3条の規定に基づく特定建設業の許可に関すること。

カ 事業所の所在地に関すること。

キ その他市長が定める要件に関すること。

（対象工事ごとの入札参加資格要件の決定）

第5条 契約担当課長は、前条第2号の対象工事ごとに定める入札参加

資格要件を設定したときは、入札参加資格設定調書（第1号様式）により、委員会に提出する。

2 委員会は、前項の規定による提出があったときは、入札参加資格要件を審議し、決定する。

（入札公告等）

第6条 制限付き一般競争入札の公告は、富士宮市契約規則第7条（昭和60年富士宮市規則第6号）に基づき、富士宮市役所前の掲示場への掲示により行うものとする。

2 前項の公告の内容は、富士宮市ホームページに掲載するものとする。

（入札参加資格確認申請書及び審査書類の提出並びに受付）

第7条 事前審査方式の場合にあっては、制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者に公告の日から15日以内に入札参加資格確認事前審査申請書（第2号様式、以下「事前審査申請書」という。）を提出させるものとする。

2 事後審査方式の場合にあっては、制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者に公告の日から7日以内に入札参加資格確認事後審査申請書（第3号様式。以下「事後審査申請書」という。）を提出させるものとし、開札後、落札候補者から、資料により資格を確認するために、開札日の翌日から起算して2日（富士宮市の休日を定める条例（平成2年富士宮市条例第14号）第1条各号に掲げる日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、入札参加資格要件審査書類（第4号様式、以下「審査書類」という。）を提出させるものとする。

3 申請書等の提出は、電子入札案件にあっては「富士宮市電子入札運用基準」に定めるところにより静岡県共同利用電子入札システムの電送とし、その他の案件にあっては入札公告に示した方法によるものとし、審査書類等については、静岡県共同利用電子入札システムの電送、若しくは持参によるものとする。

（設計図書の配布及び質問）

第8条 設計図、仕様書、図面等の設計図書の配布及び設計図書等に関

する入札に参加する者からの質問は、第6条の公告に示した方法により受け付けるものとする。

2 前項の質問に対する回答は、入札公告に示した方法により契約担当課が行うものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札書の提出方法)

第10条 入札書の提出方法は、電子入札案件にあつては「富士宮市電子入札運用基準」に定めるところにより静岡県共同利用電子入札システムの電送とし、その他の案件にあつては入札公告に示した方法によるものとする。

(入札参加資格の確認)

第11条 入札参加資格の確認は次のとおりとする。

(1) 事前審査方式

ア 契約担当課長は、受け付けた事前審査申請書に基づき、第4条に規定する入札参加資格要件を確認し、入札参加資格申請者一覧表(第5号様式)を作成するものとする。

イ 本号アの確認は、申請者に対し、一般競争入札参加資格確認通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(2) 事後審査方式

ア 契約担当課長は、受け付けた事後審査申請書に基づき、第4条第1号に規定する入札参加資格要件を速やかに確認し、入札参加資格申請者一覧表を作成し、当該入札参加資格要件を満たす場合には、落札候補者に一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

イ 契約担当課長は、第4条第2号に規定する入札参加資格要件を確認するものとし、開札後、落札候補者について行う。落札候補者が当該入札参加資格を満たしていないときは、次順位者から順次当該入札参加資格要件を確認するものとする。

ウ 入札後の審査書類の確認において、当該入札参加資格を満たさ

なかった場合は、入札参加資格要件不適合通知書（第7号様式）により通知するものとする。

エ 資格審査の結果は、入札参加資格要件審査結果調書（第8号様式）により取りまとめ、入札書等とともに保存するものとする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第12条 入札参加資格要件を満たさないと認められ前条第1号イ、第2号ア又は同号ウの通知を受理した者は、当該通知が到達した日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、契約担当課長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求める場合は、申立書（第9号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。

3 契約担当課長は、第1項の説明を求められたときは、申立書を受理した日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に回答するものとする。

（開札）

第13条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 入札執行者は、開札後、事前審査方式の場合にあっては、最低価格入札者を落札者として読み上げ、事後審査方式の場合にあっては、最低入札価格から3番目の価格までの入札金額及び落札候補者を読み上げ、落札を保留し、最低価格入札者から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。ただし、読み上げた者の中に「低入札価格調査制度の運用基準」に基づく調査の対象となる者がある場合には、入札参加資格要件等の審査後、低入札価格調査会を開催し、調査を行う旨を併せて宣言する。

5 落札者決定基準として富士宮市建設工事総合評価競争入札試行基準

を採用する場合における前項の規程の適用については、同項中「最低価格入札者」とあるのは「入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち価格その他の条件が市に最も有利な者」とする。

(入札の無効)

第14条 入札心得（昭和58年4月1日市長決裁）において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(落札者決定までの間における資格要件欠格の取扱い)

第15条 落札候補者及び次順位者（以下「最低価格入札者等」という。）が入札公告に示したいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該最低価格入札者等は入札参加資格要件を満たさなかったものとみなす。

(入札結果の公表)

第16条 契約担当課長は、対象工事の入札結果を、落札決定の翌日までに、次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 契約担当課の窓口での閲覧

(2) 富士宮市ホームページへの掲載

2 契約担当課長は、前項の公表までの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第17条 特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(富士宮市制限付き一般競争入札試行基準の廃止)

2 富士宮市制限付き一般競争入札試行基準（平成8年12月1日市長決裁）は、廃止する。

附 則（平成18年9月19日総務部長決裁）

この要領は、総務部長決裁の日から施行する。

附 則（平成19年3月2日総務部長決裁）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月22日総務部長決裁）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月15日総務部長決裁）

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月5日財政部長決裁）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日総務部長決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。